

## 社会福祉法人広虫荘 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人広虫荘の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 常務理事として、法人及び施設の運営業務に従事したときは、別表2により報酬を支払うことができる。ただし、常務理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとし、第3条に規定する出席報酬等は、支給しないものとする。
- 3 常務理事は、週3日以上勤務することとし、勤務実態を証するものとして、出勤簿を作成するものとする。
- 4 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 5 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 6 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第5条 苦情対応第三者委員が、法人及び事業所に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表2により実費弁償費を支払う。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人及び施設業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しないものとする。

(改正)

第8条 本規定の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成28年4月1日より適用する。

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、平成29年7月1日より適用する。

別表1（第3条関係）

	報 酬（日額）	費 用 弁 償（日額）
理事会出席報酬等	10,000円	2,000円
評議員会出席報酬等	10,000円	2,000円

別表2（第4条・第5条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事長業務報酬等（日額）	10,000円	2,000円	
常務理事業務報酬等（月額）	300,000円		職員との兼務がない場合
理事業務報酬等（日額）	10,000円	2,000円	
監事監査指導報酬等（日額）	10,000円	2,000円	
評議員業務報酬等（日額）	10,000円	2,000円	
苦情対応第三者委員（日額）	5,000円	2,000円	

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	その他
		県 外	
実 費	15,000円	5,000円	行程距離300km以上は、グリーン券又は航空券

別表3（第6条関係）

※県内出張の場合は、旅費のみ支給する。